大府市告示第134号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第 17第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一 般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について大府市 に対し、意見書を提出することができる。

令和7年11月7日

大府市長 岡村 秀人

□ 都市計画の種類及び名称

知多都市計画用途地域の変更(大府市決定)

□ 縦覧場所

大府市役所 都市整備部 都市政策課

□ 縦覧期間

令和7年11月7日(金)から令和7年11月21日(金)まで ただし、閉庁日は除く 午前9時00分から午後5時00分まで(水曜日は午後7時45分まで)